

警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）

平成23年1月27日
各所属長宛本部長通達

この通達は、警察官の警棒等の使用及び取扱いについて定めたものであり、その内容は
警棒等を使用した場合の報告
警棒の携帯
特殊警戒用具の携帯
等である。